

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 株式会社湯山製作所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒561-0843 日本国大阪府豊中市上津島1丁目2番12号		発送日 (日.月.年) 07.04.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 YP001209W0		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/055819	国際出願日 (日.月.年) 27.02.2015	優先日 (日.月.年) 12.03.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61M5/158(2006.01)i, A61J3/00(2006.01)i, A61M5/162(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社湯山製作所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見</li></ul> <p>2. 今後の手続き</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 26.03.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 田中 玲子	3E 9242
		電話番号 03-3581-1101	内線 3346

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5-15	有
	請求項	1-4	無
進歩性 (IS)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6-15	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : WO 2012/132286 A1 (パナソニック株式会社) 2012. 10. 04, 段落 [0058] - [0071], 第1-10図 & US 2014/0230952 A1 & EP 2692325 A1  
 文献2 : JP 9-94286 A (株式会社ニッショー) 1997. 04. 08, 段落 [0010] - [0013], 第1図 (ファミリーなし)

請求項1-4

請求項1-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により新規性・進歩性を有しない。

文献1には 針管と、針管の先端より後端側に離間した開口部が形成されている第1位置 (第1通気口14b) 及び開口部が形成されている第1位置より後端側に離間した第2位置 (第2通気口18) を針管の外側で連通する通気部 (通気路14a) と、を備え、第1位置及び第2位置のいずれか一方又は両方に隙間の開放端部が位置する注射針が、記載されている。

請求項5

請求項5に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとっても自明なものでもない。

請求項6

請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により進歩性を有しない。

通気部の一端の形状は、適宜選択し得るものである。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## 請求項 7-8

請求項 7-8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 2 には、通気部が、第 1 位置及び第 2 位置に亘って針管の外周面に形成された溝部である注射針が記載されている。

文献 1 の注射針に、文献 2 記載の技術的事項を適用することは、当業者にとって容易である。

## 請求項 9-10

請求項 9-10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 1-2 には、第 1 位置及び第 2 位置が、針基より針管の先端側に位置する注射針が記載されている。

## 請求項 11-15

請求項 11-15 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 1 には、容器のゴム栓に注射器の注射針を第 1 位置及び第 2 位置の間まで穿刺する穿刺工程と、穿刺工程により注射針がゴム栓に穿刺された状態で容器内に液体を注入または吐出する工程とを備える混注方法が、記載されている。(段落 [0047] [0048] [0057] - [0061] [0071], 第 7 図)

文献 1 には、容器のゴム栓に注射器の注射針を第 1 位置よりも先端側の位置まで穿刺する穿刺工程と、穿刺工程により注射針がゴム栓に穿刺された状態で容器内から液体を吸引する注入工程とを備える混注方法が、記載されている。(段落 [0049] [0050] [0062] - [0065], 第 2 図)